

平成 28 年度事業計画書

1. 平成 28 年度基本運営方針

本協会は、平成 24 年 4 月 1 日、公益財団法人として新しくスタートした。26 年 10 月には事務所を移転して経費節減を図り、合理的な事務処理と事業運営をのりもと、予定した事業はほぼ順調に推移している。

平成 28 年度は新法人 5 期目となる。新年度は、現状継続している、①「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護管理法」)の趣旨に基づいた普及啓発事業、②災害時動物救援事業、③顕彰事業の 3 項の公益目的事業のさらなる効率化と充実を図る。このことにより、本協会の目的としている「人と動物の調和ある共生社会の実現」に寄与してゆく。

2. 事業計画

1)「動物愛護管理法」に基づく普及啓発事業

目的と意義

本協会は、動物愛護活動を通じて、人と動物の共生社会の実現に寄与することを使命として設立され、「動物愛護管理法」の趣旨に基づき、動物の愛護及び管理の徹底、並びに動物愛護思想の普及を目指す。

近年、ペットは飼主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在と言われているが、一方で、動物に対する虐待行為や、動物取扱業者や飼主による不適切な取り扱いによって動物が苦しんだり、鳴き声や臭いなどによって近隣とトラブルになったりする問題が後を絶たない。

また、無責任な飼主による飼育放棄、高齢飼主の死亡もしくは入院等でペット飼育の継続が困難となるケースも増えており、対策が求められている。そのため、動物愛護に関する基本的な考え、取り組みなどを社会に発信することは本協会の使命であり、すべての人々に向け普及啓発に取り組む。

(1)動物の適正な取り扱いに関する普及、相談及び支援

経験豊富な複数の相談員を配置し、全国から寄せられる電話・メール等によるさまざまな相談・質問に応じ、適正飼養、終生飼養の実現に努める。この中には、新しい飼主探しの相談が最も多く、審査のうえそれを引き継ぐ飼育者を求め、適正な取り扱いが終生にわたって実現されるよう支援を行う。また、不要な命を産ませないためにも不妊、去勢の啓発・支援を行う。

相談内容をデータ化し、動物を飼うために必要な条件や問題点について普及啓発を行うことで、動物の適正な取り扱いを図る。

また、テレビ番組、コマーシャル、映画製作等において、動物の不適正な取り扱いが見られれば、それが是正されるように働きかけを行い、健全な動物観・生命観が社会に醸成されるよう努める。

犬及び猫の不妊去勢助成事業

平成 28 年 1 月より、犬猫の不妊去勢措置に対する助成事業を開始した。平成 28 年度もこの事業を継続する。

(2)動物愛護キャッチコピーコンクール

「動物愛護管理法」の趣旨に即したテーマのもとに、キャッチコピーコンクールを開催して、不特定多数の人々が動物愛護について考える機会を創出するとともに、表彰式を開催し、動物愛護イベント等で、キャッチコピーを普及啓発に役立てる。

(3)動物愛護週間のポスターのデザイン絵画コンクール

広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、環境省が主催となって行う「動物愛護週間ポスターのデザイン絵画コンクール」の事務局を担い普及啓発の推進役を果たす。

(4)情報発信

日常の、動物愛護運動に関する情報発信は、極めて重要な活動である。年 4 回発行の広報誌『動物たち』、ウェブサイト(随時更新)、フェイスブック等を通じ、里親の募集、事業の案内等を広く発信し、誰にでもコンタクトできる利点を最大限に生かし、事業展開と連動させるなどの工夫を凝らす。

(5)動物愛護に関する講座・教育

動物愛護講座の主催、外部からの依頼の受託等に積極的に関わり、講演、執筆、出演などの機会を有効活用し、できるだけ広範な市民活動に関与する。本協会は、本協会の役員、スタッフとともに、有識者による学術顧問メンバー等、多くの人材を有している。

一方、政府・自治体等が設置する委員会・協議会等への委員派遣要請等については、積極的にこれに応え、施策の市民理解に寄与する。

家庭教育、青少年教育については、幼少児と保護者に向けての「動物愛護親子教室」など、常に要望に応えられるよう準備し、中学生・高校生・専門学校生・大学生等については「動物愛護学生教室」などを実施する。また、時折、修学旅行、研修旅行の途次に、本協会が動物愛護に係わる取材、あるいは講義を受けたいとの要望が寄せられるが、これにも積極的に応じることとする。

(6)動物愛護団体協働推進事業

本協会は、「動物愛護管理法」のもとに動物愛護運動を展開する他の公益団体、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会と図って、緊急災害時動物救援本部、全国動物愛護推進協議会、動物ID普及推進会議等全国的な協働組織を結成し、阪神淡路大震災以降の平成8年より精力的な活動を展開しているが、本協会は、常にその中核的な役割を担い、広範な活動の推進役を果たしてゆく。

また、「動物愛護管理法」に定められた動物愛護週間啓発事業については、当事業の協働組織として環境省をはじめ東京都、台東区と動物愛護団体等による動物愛護週間中央行事実行委員会を結成しており、その事務局を担い、活動の推進役を果たしてゆく。

(7)調査研究

家族の一員から社会の一員へと認められ始めたペット、家庭動物であるが、不適正飼養、遺棄、虐待などの問題が後を絶たない現状で、常に適切な動物愛護運動の展開が求められ、絶え間のない調査研究が必要である。

本協会に寄せられた各種相談事例を統計分析し、結果の公表とともに本協会の将来の動物愛護活動に生かしていく。

(8)賛助会員事業

動物の愛護活動に理解と関心のある人の増加は、運動展開の上できわめて重要であり、運動の中核となる。本協会の会員増加は、活動のさらなる推進へとつながることから、賛助会員の拡大を図るため、広く他団体、企業との連携を強化し、より一層の活性化を図り、不特定多数の人に向けて入会を募る。

入会した賛助会員に向けては、広報誌『動物たち』、動物愛護普及啓発冊子、ポスター等々を無償配付し、動物愛護に関する知識等の向上を図る。さらに、会員と協会の交流を図ることを目的とする事業等を企画する。

2)災害時動物救援事業

目的と意義

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災以降続いている、地震・噴火等の災害発生に際して、本協会は動物愛護管理等の関係行政並びに他の動物愛護団体等と連携・協力して、緊急災害時動物救援本部を立ち上げ、ボランティアの派遣、義援金の募集、物資の供給等の後方支援を主として、動物愛護精神および人と動物の絆を守る観点から常にその中心的役割を果たしてきている。

改正法においても、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に、災害時の対応について記載することが義務付けられたが、実際の災害において動物の救援にあたることのできる人材の確保についてまでは及んでいないのが現状である。

本協会は、いつ発生するかわからない不測の事態に備え、動物たちを守るために、被災地において動物救援活動に当たることのできるボランティアの確保とそのボランティアたちを適切に指導することのできるより専門的知識を備えたボランティア(ボランティアリーダー)の育成に取り組む。

一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部

平成 26 年 6 月 25 日、一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部(以下「動物救援本部」)が設立された。この動物救援本部は、本協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会で組織していた任意団体の「緊急災害時動物救援本部」を、組織と運営の明確化と効率化を目的として一般財団法人として組織替えし、認可されたもの。

本協会は、この動物救援本部の運営に対して、役員への派遣や団体特別賛助会員としての加盟など積極的に関与しており、以下の 3 項目の事業は、共同主催、後援、協賛など、緊密な連携をとりつつ実行してゆく。

(1)動物救援専門ボランティアの育成

地震・噴火等の自然災害発生時には、人のみでなく、動物を連れての同行避難も必要である。そのため被災地の避難所や仮設住宅では、人と動物の共生を果たすうえからも獣医師、獣医大生、動物専門学校生等を中心に、より専門的知識・技量を持った専門ボランティアが求められる。その専門ボランティア育成のための事業を動物救援本部と協働で実施する。

(2)災害時における動物救援活動

地震・噴火等の自然災害発生に際しては、被災地の動物愛護管理行政部門並びに関係団体と連携を図り、動物の救援活動を実施する。

特に、ボランティアの派遣が必要とされる場合には、本協会から広く社会や関係者に呼びかけてボランティアグループを組織し、ボランティアの指導、動物のケア、飼主の精神的ケア等の支援活動を行う。

併せて、ペットフード、ペット用品等の動物のケアに必要な物資についても動物救援本部と協働して、メーカーや団体に支援要請を行い、被災地への物資援助を行う。

(3)平時における普及啓発活動

平時においては、動物救援本部と協働して、飼主に向けた災害への備えなどの啓発活動、救援備品の整備等を行う。

3) 顕彰事業

目的と意義

顕彰事業は、本協会が昭和 31 年より 50 年以上の長きにわたって実施している事業である。

平成 20 年の本協会創立 60 周年に際し、これを記念して顕彰制度をさらに発展させ、日本動物大賞を新設した。「動物愛護管理法」の趣旨に即し、人と動物の共生に最も寄与した個人、団体、または動物に大賞(グランプリ)を贈呈している。日本動物大賞により、「動物愛護管理法」の普及啓発並びに動物愛護活動の国民的な広がりを目指す。

また、満 17 歳以上の犬猫などの動物には、長寿動物として表彰を行う。健康を保ち、家族の一員として貢献し

た犬猫を讃えると同時に、長寿となるまで適正に、そして終生にわたって世話をしようとする飼主を奨励することが目的である。

(1)日本動物大賞

動物愛護に顕著な貢献をした個人・団体、また、優れた能力を發揮し、社会や人と動物の共生に寄与した動物を表彰する。

平成 20 年に日本動物大賞を創設し、動物愛護精神の普及啓発、動物愛護活動の国民的広がりを目指し、「動物愛護管理法」の趣旨に即し、人と動物の共生に貢献のあった個人・団体・動物を顕彰する。

環境省並びに関係団体等の後援のもと、功労働物部門、動物愛護部門、社会貢献部門の 3 部門を募集し、識者、専門家 5 名で構成する審査委員会を経て、各部門賞を選定し、そのなかから最もふさわしいものをグランプリとして表彰する。

表彰式を開催して、賞状と副賞を授与し、その成果を顕彰する。また、グランプリ受賞者による記念講演を行って、普及啓発につなげるとともに、動物愛護活動の国民的広がり契機とする。

(2)動物愛護表彰

動物愛護活動等に対する顕著な貢献、人と動物の共生や動物を介在した社会貢献活動に寄与した個人・団体およびその動物を表彰し功績をたたえとともに、その活動を広く社会に紹介し、動物愛護思想のさらなる広がりを図る。

この表彰は、公募によるものではなく、本協会の顕彰委員会の推薦と審査による。

(3)長寿動物表彰

満 17 歳以上の犬猫等を長寿動物として表彰する。

満 17 歳以上という年齢は、犬猫にとっては相当長寿となる年齢であり、この年齢を犬猫が迎えるということは飼主がまさしく適正に飼育してきたことの証となる。「適正飼養」「終生飼養」を飼主に奨励することを目的に実施している。

犬猫等が満 17 歳以上であれば対象となり、その飼主からの申請を受け、血統証、獣医師の診断書などにより 17 歳以上であることの確認を経て、無償で賞状を発行する。